

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成16年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「60人」を「62人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 施設で実施するサービスの定員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保健施設サービス <u>60人</u> (うち短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 空室で対応できる範囲)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 施設で実施するサービスの定員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保健施設サービス <u>62人</u> (うち短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 空室で対応できる範囲)</p> <p>(2) (略)</p>